

令和3年9月21日火～30日木

秋の全国交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

9月30日木は「交通事故死ゼロを目指す日」です



～秋田の道路は歩行者ファースト!～

横断歩道は歩行者優先です。

運転者は、信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。

令和3年度交通安全作品コンクール「あきた弁川柳」最優秀賞作品

おべでだべ 歩行者ファースト まず止まれ

(知っているでしょ 歩行者ファースト まず止まれ)

潟上市 遊佐治さん

主唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県 秋田県警察

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- 歩行者が道路を横断する時は、「**横断歩道を渡る**」、「**車の直前直後の横断をしない**」など、交通ルールを守りましょう。また、手を上げるなどして運転者に横断する意思を伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けながら横断しましょう。

夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など 安全運転意識の向上

- 夕暮れ時や夜間は**明るい色の服や反射材**を着用し、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- 自動車・自転車は**早めのライト点灯**を心掛けましょう。
- 対向車や先行車がない場合は、**ハイビーム**を使用しましょう。
- 子供と高齢者を交通事故から守るため、運転者は思いやりのある運転を心掛けましょう。
- 高齢運転者は加齢等に伴う**身体機能の変化**を認識し、**無理のない運転**を心掛けましょう。
- 運転者は、出発前に全員がシートベルトを着用しているか、また、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。



自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

- 自転車を利用する時は「**自転車安全利用五則**」を守りましょう。
 - 定期的に点検整備を行いましょう。
 - 万が一の事故に備え、**自転車保険等に加入**しましょう。
※自転車条例が制定され、令和4年4月1日から加入が義務となります。
 - 事故の被害軽減のためには、**ヘルメット**が有効です。
- ～毎月15日は「**自転車利用マナーアップの日**」です～

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

- 飲酒運転は、**極めて悪質・危険な犯罪**です。

飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

◆ ドライバー	} 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
◆ 車両の提供者	
◆ 酒類の提供者	} 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
◆ 同乗者	

- 地域・家庭・職場で**飲酒運転を絶対にさせない**環境をつくりましょう。

秋田県警察 「あきた交通安全大使」 相場詩織さんからのお願い

横断歩道を渡るときは・・・



お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班
電話 018-860-1523

この印刷物は40,000部作成し、印刷経費は1部あたり2,192円です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。